漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定及び香川県漁業調整規則(令和2年香川県規則第61号)第11条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 小型機船底びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
えびこぎ網漁業	東かがわ市・さぬき 市・高松市牟礼町・高 松市庵治町・小豆郡地 先海面		48kW 以下 (旧 15 馬力以下)	5トン未満	1	引田、東讃、津田町、さぬき市(小田・志度)、鴨庄、牟礼、土庄中央(土庄・家浦・甲生・大部)、四海、 北浦、唐櫃、内海、池田に漁業の根 拠地を有する者
なまここぎ網漁業	東かがわ市・さぬき 市・高松市牟礼町・高 松市庵治町・小豆郡地 先海面		48kW 以下 (旧 15 馬力以下)	5トン未満	1	引田、東讃に漁業の根拠地を有す る者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年4月16日~同年4月22日

(3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和7年3月31日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- (ア) 関係漁業者間の協定を厳守しなければならない。
- (イ) えびこぎ網以外の漁具を使用してはならない。(えびこぎ網漁業)
- (ウ) 石よけを装着した漁具を使用してはならない。(えびこぎ網漁業)
- (エ) たこつぼなわ、延なわ漁業者と協定のうえ操業しなければならない。(板びき網漁業)
- (オ) 延なわ漁業者と協調のうえ操業しなければならない。(戦車こぎ網漁業)
- (カ) 桝網漁業を妨害してはならない。(戦車こぎ網漁業)
- (キ)日没から日の出までは操業してはならない。(戦車こぎ網,板びき網、なまここぎ網漁業)但し 4月20日から5月31日までの間は、15時から日の出までは操業してはならない。(戦車こぎ網漁業)
- (ク) 桁巾は258センチメートル以下の桁を使用すること。(戦車こぎ網漁業)
- (ケ) 張(ビーム) は12メートル以下のものを使用すること。(なまここぎ網漁業)
- (コ) かえし網仕立ての漁具を使用してはならない。(なまここぎ網漁業)
- (サ)網の目合いは、8節よりも小さい網を使用してはならない。(なまここぎ網漁業)
- (シ) 開口板は縦124 センチメートル,巾60 センチメートル以内の板を使用しなければならない。(板びき網漁業)